

(改正後)

第一号様式 (第二條)

聴 聞 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

行政庁

国

次のとおり聴聞を行いますので、〔行政手続法第15条第1項  
千葉県行政手続条例第15条第1項〕の規定により

通知します。

聴 聞 の 件 名			
予定される不利益 処 分 の 内 容			
不利益処分の根拠 となる法令の条項			
不 利 益 処 分 の 原因となる事実			
聴 聞 の 期 日			
聴 聞 の 場 所			
聴聞に関する事務 を所掌する組織の 名称及び所在地			
聴 聞 の 主 宰 者	職名	聴聞の 公開の 有無	
	氏名		

備考

- 1 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類若しくは証拠物を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類若しくは証拠物を提出することができます。
- 2 聴聞が終結するまでの間、不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。
- 3 聴聞の期日には、代理人を出頭させることができます。この場合には、委任状を提出してください。
- 4 聴聞の期日において補佐人とともに出頭しようとする場合には、補佐人出頭許可申請書を聴聞の期日の7日前までに主宰者に提出して許可を受けてください。
- 5 やむを得ない理由がある場合には、聴聞の期日及び場所の変更を申し出ることができます。
- 6 聴聞の期日に出頭する場合には、この通知書を持参してください。

(改正前)

第一号様式 (第二條第一項)

聴 聞 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

行政庁

国

次のとおり聴聞を行いますので、〔行政手続法第15条第1項  
千葉県行政手続条例第15条第1項〕の規定により

通知します。

聴 聞 の 件 名			
予定される不利益 処 分 の 内 容			
不利益処分の根拠 となる法令の条項			
不 利 益 処 分 の 原因となる事実			
聴 聞 の 期 日			
聴 聞 の 場 所			
聴聞に関する事務 を所掌する組織の 名称及び所在地			
聴 聞 の 主 宰 者	職名	聴聞の 公開の 有無	
	氏名		

備考

- 1 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類若しくは証拠物を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類若しくは証拠物を提出することができます。
- 2 聴聞が終結するまでの間、不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。
- 3 聴聞の期日には、代理人を出頭させることができます。この場合には、委任状を提出してください。
- 4 聴聞の期日において補佐人とともに出頭しようとする場合には、補佐人出頭許可申請書を聴聞の期日の7日前までに主宰者に提出して許可を受けてください。
- 5 やむを得ない理由がある場合には、聴聞の期日及び場所の変更を申し出ることができます。
- 6 聴聞の期日に出頭する場合には、この通知書を持参してください。

(改正後)

第二号様式 削除

(改正前)

第二号様式 (第二条第二項)

第 \_\_\_\_\_ 号

聴 聞 公 示 通 知 書

不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しないので、〔行政手続法第15条第  
千葉県行政手続条例

3項  
第15条第3項〕の規定により、次のとおり公示します。

なお、不利益処分の名あて人となるべき者に対しては、聴聞通知書をいつでも交付する  
ので申し出てください。

年 月 日

行政庁

印

聴 聞 の 件 名	
不利益処分の名あて人 となるべき者の氏名	
不利益処分の名あて人 となるべき者の住所	
聴 聞 の 期 日	
聴 聞 の 場 所	
聴聞に関する事務を所掌 する組織の名称及び所在地	

この掲示を始めた日から2週間を経過したときに、聴聞通知書の送達があったものと  
みなされます。

(改正後)

第十六号様式 (第十七条)

弁明の機会付与通知書

第 号  
年 月 日

様

行政庁



次のとおり弁明の機会を付与しますので、〔行政手続法第30条  
千葉県行政手続条例第28条〕の規定によ  
り通知します。

弁明の件名	
予定される不利益 処分の内容	
不利益処分の根拠 となる法令の条項	
不利益処分の 原因となる事実	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	
口頭による弁明の 機会付与の有無	
口頭による弁明の 機会付与の日時	
口頭による弁明の 機会付与の場所	

(改正前)

第十六号様式 (第十七条第一項)

弁明の機会付与通知書

第 号  
年 月 日

様

行政庁



次のとおり弁明の機会を付与しますので、〔行政手続法第30条  
千葉県行政手続条例第28条〕の規定によ  
り通知します。

弁明の件名	
予定される不利益 処分の内容	
不利益処分の根拠 となる法令の条項	
不利益処分の 原因となる事実	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	
口頭による弁明の 機会付与の有無	
口頭による弁明の 機会付与の日時	
口頭による弁明の 機会付与の場所	

(改正後)

(削る。)

(改正前)

第十七号様式 (第十七条第二項)

第 号

弁明の機会付与公示通知書

不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しないので、〔行政手続法第31条に  
千葉県行政手続条例

において準用する同法第15条第3項  
第29条において準用する同条例第15条第3項〕の規定により、次のとおり公示します。

なお、不利益処分の名あて人となるべき者に対しては、弁明の機会付与通知書をいつ  
でも交付するので申し出てください。

年 月 日

行政庁

印

<u>弁明の件名</u>	
<u>不利益処分の名あて人となるべき者の氏名</u>	
<u>不利益処分の名あて人となるべき者の住所</u>	
<u>弁明書の提出先</u>	
<u>弁明書の提出期限</u>	
<u>弁明に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地</u>	
<u>口頭による弁明の機会付与の有無</u>	
<u>口頭による弁明の機会付与の日時</u>	
<u>口頭による弁明の機会付与の場所</u>	

この掲示を始めた日から2週間を経過したときに、弁明の機会付与通知書の送達があつたものとみなされます。